

国保 だより

第232号 令和8年2月作成

佐賀県・佐賀県市町国民健康保険・国保組合・
佐賀県国民健康保険団体連合会

音声読み上げ・
自動翻訳機能




国保に加入するとき・脱退するときは

佐賀県国保CMタレント
山田 章仁・ローラ夫妻

14日以内の
届け出を
お忘れなく!



国保に加入するときや脱退するとき、
住所変更など健康保険の資格内容に変更があるときは、
必ず国保担当窓口へ届け出をしてください。
※マイナ保険証の登録をしている方も届け出が必要です。



国保に加入するとき

- 他の都道府県から
転入してきたとき
- 職場の健康保険などを脱退したとき
- 子どもが生まれたとき
- 生活保護を受けなくなったとき



国保を脱退するとき

- 他の都道府県へ
転出したとき
- 職場の健康保険などへ加入したとき
- 死亡したとき
- 生活保護を受け始めたとき



その他、 こんなときにも 届け出が必要です

- 県内・市町内で住所が変わったとき
- 世帯主や氏名が変わったとき
- 世帯が分かれたり一緒になったりしたとき
- 修学や施設入所等のため別に住所を定めるとき
- 資格確認書をなくしたとき(あるいは汚れて使えなくなったとき)



加入・脱退の届け出が遅れると・・・

- 保険税(料)は、届け出をした月の分からではなく、
国保の資格を得た月の分から納めます。加入の届
け出が遅れると、その時点までさかのぼって納める
必要があります(遡及賦課)。
- 脱退の届け出をしないと国保に加入し続けている
ことになり、保険税(料)は請求されます。知らな
いうちに二重に納めてしまう
こともあります。



2月の
健康メモ

ヒートショックにご用心!

冬場、暖房のきいた部屋から脱衣所や
浴室といった冷えた場所へ移動し、そ
の直後浴槽につかると血圧は急激に上下します。この
ような血圧の急激な変化を「ヒートショック」と呼びま
す。脳出血、大動脈解離や心筋梗塞、脳梗塞を誘発する
可能性が一挙に高まるため、注意が必要です。

ヒートショック防止の寒さ対策を!

脱衣所やトイレに小型のヒーター
を置くなどして温めておきましょ
う。また、お風呂のふたを開けて
おく、シャワーで湯気を満たすな
ど浴室をあらかじめ温めておく
工夫をしてみましょう。



トイレ



風呂場

国保で受けられる給付

国保に加入していると、医療機関にかかったときの医療費をはじめ、さまざまな給付が受けられます。

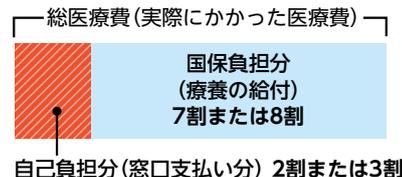
① 病気やけがで受診したとき

医療機関等の窓口でマイナ保険証等を提示すれば、一定の自己負担額で医療を受けることができます。



国保で受けられる医療

- 診察・検査
 - 病気やけがの治療
 - 薬や注射などの処置
 - 入院および看護
 - 在宅療養(かかりつけ医による訪問診療)
 - 訪問看護(医師が必要と認めた場合)
- など

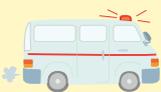


② いったん全額自己負担したとき(療養費の支給)

次のような場合は、いったん全額を支払っても国保の窓口申請して支給対象として認められれば、自己負担分を除いた額が後から払い戻されます。

こんなとき①

急病など、やむを得ない理由でマイナ保険証等を持たずに治療を受けたとき



こんなとき④

医療マッサージやはり・きゅうなどの施術を受けたとき ※医師の同意が必要



こんなとき②

国外で診療を受けたとき(海外療養費) ※治療目的の渡航は除く



こんなとき⑤

骨折やねんざなどで柔道整復師の施術を受けたとき



こんなとき③

コルセットなどの治療用装具を購入したとき ※医師が治療上必要と認めた場合



こんなとき⑥

輸血のための生血の費用を負担したとき ※医師が治療上必要と認めた場合



③ 出産したとき

被保険者が出産したときは「出産育児一時金」が支給されます。妊娠12週(85日)以降であれば、死産・流産でも支給されます。

原則、国保から医療機関へ直接支払われます(直接支払制度)。

※退職後6カ月以内に出産した方は、以前加入していた保険者からの支給を選択できる場合があります。



④ 亡くなったとき

被保険者が亡くなったとき、葬儀を行った人(喪主)に申請により「葬祭費」が支給されます。



⑤ 移送の費用がかかったとき

医師の指示により、やむを得ず入院や転院時にタクシーなどを利用した場合、申請して認められればその費用が支給されます。



申請期限 費用を支払った日の翌日から2年を経過すると、時効となり支給されませんのでご注意ください。

国保が使えないとき

国保の給付が受けられない場合があります。ご注意ください。

病気とみなされないもの

- 健康診断・人間ドック
- 正常な妊娠・出産
- 歯列矯正
- 単なる肩こり・筋肉疲労
- 予防接種
- 美容整形
- 経済上の理由による妊娠中絶

他の保険が使えるとき

- 業務上(仕事、通勤途上)の病気やけが
→[労災保険の対象になります]

次のような場合は、国保の給付が制限されます。

- けんか、泥酔などによるけがや病気
- 故意の事故や犯罪によるけがや病気
- 医師や国保保険者の指示に従わなかったとき

